

事業主の皆さまへ

# 卒業後 **3年**以内の既卒者は、 「**新卒枠**」での応募受付を！



あなたの会社も  
有望な**既卒者**を  
**新卒枠**で獲得を。



## 会社の メリット

新卒採用の枠を拡大することで、  
意欲・能力がある**有望な既卒者**  
を採用できる**チャンス**が！

## 学生の メリット

コロナの影響などにより、就職  
先が決まらないまま卒業せざる  
を得なかった方にも、**もう一度**  
**挑戦するチャンス**が！

詳しい内容は、裏面をご確認ください

厚生労働省では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の雇用機会の確保と職場定着に関して、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者などの関係者が適切に対処するための指針を定めています\*。

この指針では、学校卒業見込者の採用枠について以下としています。

- ✓ 既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること
- ✓ できる限り上限年齢を設けないように努めること

意欲・能力があるにも関わらず、在学中に就職先が決まらないまま卒業せざるを得なかった方に対し、新卒採用の門戸を閉ざすことは、学生だけではなく会社にとっても大きな損失です。

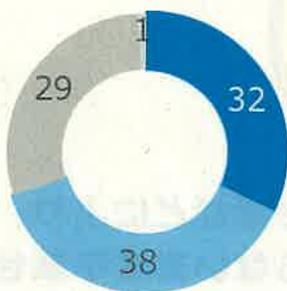
事業主の皆さまには、日頃より適切な若者の募集・採用にご協力いただいておりますが、この指針に沿って、改めて若者の雇用機会の拡大にご協力をお願い申し上げます。

\*詳しくは、こちらのリーフレットもご覧ください：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000534967.pdf>



(参考)

新規学卒者採用枠での既卒者の応募受付状況



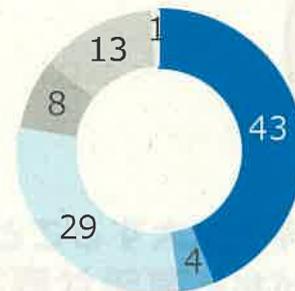
■ 採用に至った ■ 採用に至らなかった ■ 応募不可 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査 (2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所 (7539事業所) を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

新規学卒者採用枠に応募可能な卒業後の経過期間



■ 上限はない ■ 3年超  
■ 2年超～3年以内 ■ 1年超～2年以内  
■ 1年以内 ■ 不明

(資料出所) 厚生労働省 「労働経済動向調査 (2020年8月)」

(注) 前年度に新規学卒者枠で正社員の募集を行った事業所のうち、既卒者が応募可能な事業所 (5254事業所) を100として集計。

(注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、計は必ずしも100とはならない。

(注) 各項目で四捨五入して算出しているため、足し上げた数値と表面の数値は、必ずしも一致しない。